

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

去る3月6日、北朝鮮は4発の弾道ミサイルをほぼ同時に発射し、そのうち3発は日本海上の我が国の排他的経済水域内を飛翔し、能登半島沖 200 キロメートルに落下した。この行為は、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある危険な行為であり、断じて容認することはできない。これは、昨年11月に国連安全保障理事会で採択された安保理決議2321号を始めとする累次の安保理決議や日朝平壤宣言に違反するとともに、六者会合共同声明の趣旨にも反するものであり、断固として抗議する。

北朝鮮は、昨年、核実験を二度にわたり実施し、また、長距離弾道ミサイルや潜水艦から発射したものを含め、20発を超える弾道ミサイルの発射を実施した。さらに、今年に入り、日米首脳会談直後の2月12日の発射に続き、今般も4発の弾道ミサイルを発射するなど、こうした核実験及び度重なる弾道ミサイルの発射は、新たな段階の脅威であることを明確に示すものであるとともに、我が国及び地域、そして国際社会全体の安全保障に対する明らかな挑発行動であり、強く非難する。

本市議会は、昨年9月定例会において北朝鮮の核実験に抗議する決議を行った。再度北朝鮮に対し、核及び弾道ミサイル計画を放棄し、更なる挑発行動を行わないよう強く求める。また、関連する安保理決議を即時かつ完全に履行することを改めて要求する。さらに、国際社会に対して、安保理決議に基づく制裁措置を完全に履行するよう強く求める。国際社会は、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。

以上、決議する。

平成29年3月22日

石川県野々市市議会